

号」を「第二号及び第七号」に、「第十号」を「第八号」に、「。以下この条及び次条」を「。第三項及び第四項並びに次条第一項」に改め、同項の表の第一号の上欄中「事務所若しくは」を削り、「第九号」を「第七号」に改め、「（次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」を削り、同号の下欄中「この表」を「この号から第四号まで」に、「第三号まで」を「この号及び次号」に改め、「地域内にあ
るものに限る」の下に「ものとし、都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により同項に規定する立
地適正化計画を作成した市町村の当該立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能
誘導区域以外の地域内にある当該立地適正化計画に記載された同号に規定する誘導施設に係る土地等、建
物及び構築物を除く」を加え、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号の
下欄中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同
表の第六号を同表の第五号とし、同表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第六号とし、同表の第九号
を同表の第七号とし、同表の第十号の上欄中「限る」の下に「ものとし、漁業（水産動植物の採捕又は養
殖の事業をいう。）の用に供されるものを除く」を加え、同号を同表の第八号とし、同条第三項中「平成
二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に改め、同条

第四項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に、「翌年中（」を「翌年の一月一日から同年の十二月三十一日までの期間（」に、「当該翌年中」を「同日まで」に、「当該翌年の十二月三十一日」を「同日」に、「期間内。」を「期間。」に、「同じ。」を「取得指定期間」という。）内に改め、同条第十一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「の第九号」を「の第七号」に、「第九号買換資産」を「第七号買換資産」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の第四項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項及び次条の規定の適用については、同項に規定

する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第三十七条の二第一項及び第二項中「に規定する譲渡の日の属する年分」を「の譲渡をした日の属する年分」に改め、同項第一号中「第九号」を「第七号」に、「同条第九項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同項第二号中「前条第四項に規定する譲渡の日の属する年の翌年中」を「取得指定期間内」に、「同項に規定する取得」を「前条第四項の取得」に、「に規定する事業」を「の事業」に改める。

第三十七条の三第二項中「第三十七条第九項の」を「第三十七条第十項の」に改め、同項第一号中「第三十七条第九項第一号」を「第三十七条第十項第一号」に改め、同項第二号中「第三十七条第九項第二号」を「第三十七条第十項第二号」に改める。

第三十七条の四中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に改める。

第三十七条の五第一項の表以外の部分中「（以下この項）の下に「第三項」を加え、」若しくは「を」若しくは「に、」又は「を」又は「に改め、同表の第二号の上欄のイ中「イに」を「上欄のイに」に改め、同条第二項中「第八項まで」を「第九項まで」に改め、同項の表第三十七条第四項の項

中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に、「当該翌年中」を「まで」に、「同じ。」に当該各号」を「内に当該各号」に、「同じ。」に当該買換資産」を「内に買換資産」に改め、同表第三十七条第六項の項中「同条第二項」を「第四項」に、「第三十七条第四項の規定」を「場合」に、「この条」を「この項及び次項並びに第三十七条の三第三項」に改め、同表第三十七条第八項の項を次のように改める。

第三十七条第八項	第一項の表	第三十七条の五第一項の表
----------	-------	--------------

第三十七条の五第二項の表第三十七条の二第二項の項を次のように改める。

第三十七条の二第二項							
準用する同条第一項				準用する第三十七条の五第一項			
に同条第四項				に前条第四項			
の規定により読み替えられた				において準用する第三十七条の五第一項			
同条第一項							
とき、又はその買換資産の地				とき			
域が同条第四項の地域と異な							

ることとなつたこと若しくは
その買換資産（同条第一項の
表の第七号に係るものに限
る。）の同条第十項第一号に
規定する地域若しくは同項第
二号に規定する地域若しくは
これらの地域以外の地域の区
分が、同条第四項の取得を
し、事業の用に供する見込み
であつた資産のこれらの地域
の区分と異なることとなつた
ことにより同条第一項に規定
する譲渡があつたものとされ

		る部分の金額に過不足額があるとき	
同項の事業の用		第三十七条の五第一項に規定する事業の用又は居住の用	

第三十七条の五第四項中「前項」の下に「の規定」を加え、「の規定により読み替えて」を「において」、「及び第六項から第八項まで」を「第六項、第七項及び第九項」に改める。

第三十七条の十第一項中「第三項第四号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「もの」の下に「で、当該株式又は出資が法人税法第二条第十号の二に規定する分割法人（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。以下この号において同じ。）の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたもの」を加え、同項第八号を同項第九号とし、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「以外のもの及び」を「及び同

条第十二号の十五の二に規定する株式分配以外のもの並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法人の株主等がその法人の行つた法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（当該法人の株主等に同号に規定する完全子法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかつたもので、当該株式又は出資が同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十二第二項及び第四項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十七条の十二の二第二項第五号中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改め、同条第九項中「同法第二百二十三条第一項」を「同項」に改め、「の合計額をこえる」及び「の合計額を超える」を削る。

第三十七条の十三第一項第四号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十四第一項中「居住者又は」を「金融商品取引業者等（第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。以下この条及び次条において同じ。）に非課税口座を開設している居住者又は」に改め、「非課税口座に第五項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に、非課税口座内上場株式等（を削り、「振替口座簿をいう。」の下に「以下この項、」を加え、「され、又は」を「され、若しくは」に、「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。第四項及び第五項並びに次条において同じ。）であつて次に掲げるものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。）のうち当該非課税管理勘定に係るものの当該非課税上場株式等管理契約に基づく」を「第一号に掲げる同号に規定する上場株式等又は非課税累積投資契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該非課税口座に保管の委託がされている第二号に掲げる第一号に規定する上場株式等（次項から第四項までにおいて「非課税口座内上場株式等」と総称する。）のそれぞれ次の各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る上場株式等（次に掲げる株式等、受益権及び投

資口をいう。以下この条（第三項を除く。）及び次条（第三項及び第五項第六号を除く。）において同じ。） 当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日まで
の間に行う当該非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡

イ 第三十七条の十第二項に規定する株式等（第四項及び次条において「株式等」という。）で第三
十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げるもの（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公
社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信
託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第三百三
十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第三百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付
特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの

ロ 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に
規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

ハ 第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第
十四項に規定する投資口

二 当該非課税口座に設けられた累積投資勘定に係る上場株式等で次に掲げるもの 当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後二十年を経過する日までの間に行う当該非課税累積投資契約に基づく譲渡

イ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの

ロ 前号ロに掲げる上場株式等

第三十七条の十四第二項及び第三項中「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を加え、同条第四項中「非課税口座からの」を「非課税管理勘定又は累積投資勘定からの」に、「に基づく」を「又は非課税累積投資契約に基づく」に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同項第一号中「次項第二号」の下に「及び第四号」を、「移管」の下に「非課税管理勘定から当該非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定への移管」を加え、同項第三号中「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を加え、同条第五項第一号中「金融商品取引法第

二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、「同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（以下この条及び次条において「」を削り、「」という。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を「の営業所」に改め、「（第一項各号に掲げる株式等をいう。以下この条及び次条（同条第三項及び第五項第六号を除く。）において同じ。）」を削り、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「非課税上場株式等管理契約に基づき平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの間」を「次に掲げる契約に基づきそれぞれ次に定める期間内」に、「に基づく」を「及び非課税累積投資契約に基づく」に改め、同号に次のように加える。

イ 非課税上場株式等管理契約 平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間

ロ 非課税累積投資契約 平成三十年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの期間

第三十七条の十四第五項第二号中「及び前各項」を「（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第一号に係る部分に限る。）及び前三項」に改め、「（当該契約に基づき当該口座に記載若しくは記

録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成二十六年から平成三十五年までの各年に設けられるものをいう。以下この条において同じ。」及び「当該非課税管理勘定は当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間（次号に規定する勘定設定期間をいう。以下この号において同じ。）においてのみ設けられること、当該非課税管理勘定は当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その非課税管理勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること」を削り、「上場株式等は」の下に「、口の移管がされるものを除き、」を加え、同号イ中「当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定から」を「(2)」に改め、「いう」の下に「。第四号イにおいて同じ」を、「百二十万円」の下に「（口に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時

の金額を控除した金額」を加え、同号イ(1)中「含む」の下に「。第四号において同じ」を、「限る」の下に「。同号において同じ」を加え、同号イ(2)中「当該非課税管理勘定」を「他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定」に、「から」を「をいう。ロにおいて同じ。」から」に改め、「上場株式等」の下に「(ロに掲げるものを除く。)」を加え、同号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

第三十七条の十四第五項第五号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同号を同項第八号とし、同項第四号中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、「期間のいずれかの」を削り、「イに」を「イ(1)に」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 非課税管理勘定を設けることができる期間として、次に掲げる期間のいずれかの期間

(1) 平成二十六年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの期間

(2) 平成三十年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間

ロ 累積投資勘定を設けることができる期間として、平成三十年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの期間

第三十七条の十四第五項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 非課税管理勘定 非課税上場株式等管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該勘定は、金融商品取引業者等の営業所の長が居住者又は恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間（第六号に規定する勘定設定期間をいう。ロ及び第五号において同じ。）内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。）においてのみ設けられること。

ロ 当該勘定は、当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出

された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること。

四 非課税累積投資契約 第九条の八（第二号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、一定額の同号イ又はロに掲げる上場株式等につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等を買付けの委託をし、当該金融商品取引業者等から取得し、又は当該金融商品取引業者等が行う募集により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいう。）により取得した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた累積投資勘定において

行うこと、当該累積投資勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同号イ及びロに掲げる上場株式等（当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち次に掲げるもののみを受け入れること、当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日（当該口座に初めて累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日ごとの日をいう。）における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること、当該累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること、当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から二十年を経過した日において当該累積投資勘定に係る上場株式等は当該累積投資勘定が設けられた口座から他の保管口座に移管されることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ 当該口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（以下

この号において「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が四十万円を超えないもの

ロ イに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

五 累積投資勘定 非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該勘定は、金融商品取引業者等の営業所の長が居住者又は恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された累積投資勘定の勘定設定期間内の各年（非課税管理勘定が設けられる年を除く。）においてのみ設けられること。

ロ 当該勘定は、当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること。

第三十七条の十四第六項第一号中「前項第三号イ」を「前項第六号イ⁽¹⁾」に改め、同項第二号中「前項第三号ロ」を「前項第六号イ⁽²⁾又はロ」に改め、同条第十二項中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を、「同一の勘定設定期間」の下に「又はその期間の全部若しくは一部が重複する勘定設定期間」を加え、同条第十四項及び第十五項第一号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項第二号中「新たに非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同号ただし書中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同条第十六項中「旨、非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同条第十九項各号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第二十項中「非課税管理勘定廃止

通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、「に非課税管理勘定」、「する非課税管理勘定」及び「の非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第二十一項中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、「記載された非課税管理勘定」の下に「若しくは累積投資勘定」を加え、同条第二十二項第一号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項第二号中「非課税管理勘定」の下に「及び累積投資勘定」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二十六項中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加える。

第三十七条の十四の二第一項中「株式等であつて前条第一項各号に掲げるもの」を「上場株式等」に改め、同条第四項中「未成年者口座からの」を「非課税管理勘定又は継続管理勘定からの」に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同項第一号中「移管」の下に「、非課税管理勘定から当該非課税管理勘定が設けられている未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管」を加え、同条第五項第二号口(1)中「当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定から」を「(ii)」に改め、「八十万円」の下に「(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除し

た金額)」を加え、同号口(1)(ii)中「上場株式等」の下に「(2)に掲げるものを除く。」を加え、同号口(2)中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同号口(2)を同号口(3)とし、同号口(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

第三十七条の十四の二第五項第二号ハ(1)中「上場株式等」の下に「(2)に掲げるものを除く。」を、「八十万円」の下に「(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)」を加え、同号ハ(2)中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同号ハ(2)を同号ハ(3)とし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該継続管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

第三十七条の十四の二第五項第二号ホ(1)中「又はハ(1)」を「若しくは(2)又はハ(1)若しくは(2)」に改め、